

2018年6月6日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明 様

原子力民間規制委員会・東京
代表 岩田俊雄
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-6-2
ダイナミックビル5F
E-mail: mkiseii.t@gmail.com

福島第一原発事故加害者東京電力への勧告書

東京電力は、福島第一原発事故という大惨事を起こした加害者でありながら、なお、原発で稼ぐことに何ら罪の意識をもっていないようです。民間規制委員会への回答で、貴社は、次のように述べています。「廃炉や賠償、福島への責任を貫徹していくためには、電力小売全面自由化のもとで激しい競争を勝ち抜いていかねばならず、持続可能な黒字体質として経営を安定していく観点からも、原子力の再稼働は必要であると認識しております。」

廃炉や賠償を口実に、原発で稼ぐことを正当化していますが、それは、次の事故の危険を労働者と住民に押し付ける勝手な言い分です。原発事故被害者は、二度と同じ犠牲者を出さないために、原発をやめるよう要求しています。罪を償うということは、まず、原発から足を洗うことです。他の方法で稼ぐ道もあるのに、それを追求しないのは怠慢です。

「仮想事故の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと」は、電気事業者の義務です。原発本体の設計上の欠陥については、適合性審査の対象になっていないので、新規制基準に適合しても、事故の再発は防げません。放射線災害を与えるリスクが残されている以上、再稼働の最低限の条件は、公衆の放射線防護対策を電気事業者の全額負担で実施することです。

東京電力は、柏崎刈羽原発を再稼働したいのであれば、柏崎刈羽原発周辺50キロ圏内 114 万人全員が1時間以内に逃げ込め、放射性ヨウ素の半減期である8日間をそこで生活できる放射線防護施設(民間規制委はこれを「原発シェルター」と命名しています)を東電の全額負担で設置すべきです。また、日本原子力発電を資金支援して東海第二原発を再稼働させたいのであれば、東海第二原発周辺 50 キロ圏内 150 万人全員の原発シェルターについても、原電と共同で費用負担すべきです。住民の被曝低減対策費用を支払う経理的基礎がないなら、東京電力は原発を動かしてはなりません。

国の「原子力災害対策指針」は、放射性ヨウ素による初期被曝を無視したものであり、住民を守れません。原子力民間規制委員会は、国に代わって、以下の被曝低減対策を勧告します。勧告の詳細は別紙をご参照ください。

【勧告1】 地方自治体の責任において、原発事故による放射能から住民を守るため、居住地区毎に原発シェルターを設置する。この原発シェルターは、地区住民と訪問者が事故発生の通報から1時間以内に逃げ込め、8日間居住できるものとする

【勧告2】 原発シェルターの建設費用は、全額電力会社の負担とするが、とりあえず関係自治体が立て替え負担する

【勧告3】 自治体は放射性ヨウ素防護マスクを住民に支給する。費用は電力会社に請求する

以上について、6月22日(金)までにEメールでご回答ください。

以上